資料2

使用済燃料受入れ・貯蔵施設内の仮置き廃棄物等の改善策

（1）発生量の低減対策　⇒　9月から作業開始

これまでの廃棄物発生量低減対策に加えて、新たに、管理区域養生シートの再利用、ゴム手袋の洗濯による再利用、必要な工事以外の延期等の対策を実施する

（2）仮置き状況の解消に向けた対策　⇒　2009年度内には現在の仮置き状況を解消

① 容器への封入　（→　8月28日から作業開始）
② 封入済み容器内の隙間の有効利用
③ アクティブ試験対象設備で発生した廃棄物を再処理本体施設の廃棄物処理・貯蔵施設に移送
④ 減容廃棄物を再処理本体施設における焼却試験として処理

（③④：アクティブ試験計画書、保安規定の変更の準備作業中）

（3）抜本的な対策

以下を実施することとし、事業変更許可申請等の必要な手続きを行う

① 使用済燃料受入れ・貯蔵施設内における保管場所の新規設定
② 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の先行使用
③ 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の増設
④ 第5低レベル廃棄物貯蔵建屋の増設

（①～③：必要な手続きの準備作業中）